

## 桶川み・ら・い塾人財バンク設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人財バンクの設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、文化、芸術、スポーツ、レクリエーション、その他市民の生涯学習活動の促進を図り、もって「心のふれあいと会話のはずむ学習交流のまち桶川」の実現に寄与することを目的とする。

### (人財バンク)

第2条 この要綱において「人財バンク」とは、生涯学習活動を援助しようとする個人又は団体（以下「援助者」という。）のうち、登録された者（以下「登録者」という。）に関する情報（以下「登録情報」という。）を市民の要望にこたえ、適宜提供するシステムをいう。

### (援助者の登録)

第3条 援助者の登録は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が次の各号に掲げる技術、能力、資格等の区分ごとに行うものとする。

- (1) 教育等一般、人文・社会科学、自然科学、産業・技術、芸術・文化、体育・スポーツ・レクリエーション、家庭生活・趣味、市民生活・国際関係等に優れた資質や能力を有する者
- (2) 医師、弁護士、税理士など一般的に認められた公的資格を有する者
- (3) 大学教授、専門学校教員など高度な専門知識、技術又は技能を有する者

### (運営の方針)

第4条 登録情報は、次に掲げる方針に基づき管理するものとする。

- (1) 関係法令により保護すること。
- (2) 政治的・宗教的活動又は営利活動を目的とするものへの提供はしないこと。
- (3) 正確性の確保に努めること。

(登録手続)

第5条 人財バンクに登録を希望する個人又は団体（以下この条において「申請者」という。）は、様式第1号又は様式第2号の桶川み・ら・い塾人財バンク登録申請書により教育長に申請するものとする。

2 教育長は、前項の規定による申請に基づき、申請者の登録に要する資格等を確認の上、登録を決定した者を登録者名簿に記載するものとする。

3 教育長は、前項の規定により登録をしたときは、様式第3号の桶川み・ら・い塾人財バンク登録者カードにより申請者に通知するものとする。

(登録情報の管理)

第6条 登録情報の管理は、教育委員会生涯学習主管課において行う。

(登録情報の提供)

第7条 教育長は、生涯学習のために市民から相談があった場合において、その市民へ登録情報を提供するものとする。

2 登録情報の提供は、面談によるものとする。ただし、面談が困難な場合は、他の方法により提供することができる。

3 前2項に定める登録情報の提供項目は、氏名又は団体名、登録分野、登録活動内容及び活動可能日時とする。ただし、登録者の承諾を得た場合は、これらの項目以外のものについても情報提供することができる。

(登録者の義務)

第8条 登録者は、ボランティアの理念に基づき活動するものとする。

2 登録者は、活動する上で、知り得た個人情報了他に漏らしてはならない。

(登録の効力の始期)

第9条 人財バンクの登録の効力の始期は、第3条の規定により登録をした日からとする。

(登録の取消し等)

第10条 教育長は、登録者が次に掲げる事項に該当するときには、登録者の登録内容を変更し、追加し、又は取り消すことができる。

(1) 登録内容の変更、追加又は取消しの申出が本人からあったとき。

(2) 登録の内容を偽り、又は誤りを知っていて訂正を申し出なかったとき。

(3) 登録者のうち個人にあってはその者の死亡を、団体にあってはその解散を知ったとき。

(4) その他この要綱に反する行為があると認められるとき。

(登録者紹介)

第11条 登録者の紹介を希望する利用者は、様式第4号の桶川み・ら・い塾人財バンク登録者紹介依頼書を、教育長に提出するものとする。

2 登録者との調整がついた場合は、様式第5号の桶川み・ら・い塾人財バンク登録者紹介依頼回答書により、利用者へ通知するものとする。

(利用報告書)

第12条 人財バンクを利用したものは、様式第6号の桶川み・ら・い塾人財バンク利用報告書を、事業終了後速やかに教育長に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、人財バンクに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録申請書（個人）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

私は、桶川み・ら・い塾 人財バンク設置運営要綱に基づき、登録することを申請します。

①登録者	ふりがな 氏 名	( )					
	住 所	〒 -					
	電話番号	- -		FAX		- -	
	その他の連絡先・方法等						
	年齢	1.10代 5.50代	2.20代 6.60代	3.30代 7.70代	4.40代 8.80代	性別	1.男 2.女
②指導の内容	分 野	大分類 No.	中分類 No.	指導分野			
	内 容						
	特 色						
③指導の条件	実 績						
	略 歴						
	資 格						
	対 象	1.幼児 2.青少年 3.成人 5.高齢者 6.女性 7.特定しない 8.その他					
	時 間	1. 午前 2. 午後 3. 夜間 4. その他					
曜 日	1.平日 2.土曜日 3.日曜日・祭日 4.その他						
費 用	1.無料 2.有料						
備 考							

受付年月日： 年 月 日	担当者：	分 類	大( ) 中( ) 小( )
--------------	------	-----	----------------

二重枠は記入しないでください

桶川み・ら・い塾 人財バンク登録申請書（団体）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

私は、桶川み・ら・い塾 人財バンク設置運営要綱に基づき、登録することを申請します。

ふりがな 団体名称		結成 年 月	構成人員 人
①代表者	氏名（ふりがな）	（ ）	
	住所	〒 -	
	電話番号	- -	FAX
	その他の連絡先・方法等		
②指導の内容	分野	大分類 No.	中分類 No.
	内容 特色		
	実績 略歴 資格		
③指導の条件	対象	1. 幼児 2. 青少年 3. 成人 5. 高齢者 6. 女性 7. 特定しない 8. その他	
	時間	1. 午前 2. 午後 3. 夜間 4. その他	
	曜日	1. 平日 2. 土曜日 3. 日曜日・祭日 4. その他	
	費用	1. 無料 2. 有料	
	備考		

受付年月日： 年 月 日	担当者：	分類 大（ ） 中（ ） 小（ ）
--------------	------	-------------------

二重枠は記入しないでください

## 分 類 表

大分類		中分類		大分類		中分類			
1	教育等一般	1	生涯学習一般	5	芸術・文化	1	芸術・文化一般		
		2	乳幼児教育			2	美術・工芸		
		3	青少年教育			3	書道		
		4	その他			4	音楽・伝統芸能		
2	人文・社会科学	1	人文・社会一般			5	舞踊		
		2	心理学			6	演劇		
		3	哲学・宗教			7	画像・映像		
		4	歴史・地理			8	文学・文芸		
		5	政治・経済			9	茶道・華道		
		6	法律			10	その他		
		7	財政・統計	6	スポーツ・ レクリエーション	1	スポーツ		
		8	社会問題・労働			2	体操(健康体操等も含む)		
		9	社会学			3	登山・野外活動		
		10	教育学			4	レクリエーション		
		11	民俗・習慣・文化財			5	その他		
		3	自然科学	1	自然科学一般	7	家庭生活・趣味	1	家庭生活一般
				2	数学・計算			2	生活科学
3	物理・原子			3	家庭医学				
4	化学・実験			4	衣生活				
5	天文・地学			5	食生活				
6	動物・植物			6	住生活				
7	生物・博物			7	礼儀・作法				
8	医学・薬学			8	趣味一般				
9	その他			9	手芸・編物				
4	産業・技術	1	産業・技術一般	10	娯楽				
		2	農林・畜産	11	園芸				
		3	水産	12	その他				
		4	商業・経営	8	市民生活・ 国際関係	1	市民生活・国際関係一般		
		5	土木・建築			2	コミュニティ		
		6	機械・電気・電子			3	余暇活用・レジャー		
		7	交通・観光			4	公衆・食品衛生		
		8	通信			5	精神衛生		
		9	コンピューター			6	国際理解・協力		
		10	その他			7	語学		
		8	その他						
9	その他	1	その他	9	その他	1	その他		

登録者カード  
(個人)

様式第3号(第5条関係)

登録者カード

団体会員No.

桶川み・ら・い塾 人財バンク

氏名

《 \_\_\_\_\_ 》

年 月 日発行

桶川市教育委員会

《 注意事項 》

○下記の事由があったときは届出をすること  
記

- ・連絡先に変更が生じたとき
- ・指導内容・指導条件に変更が生じたとき
- ・登録を辞退するとき

○この証明書を不正に使用したり、他人に譲渡したりしないこと

桶川市教育委員会  
Tel048-788-4970

登録者カード  
(個人)

様式第3号(第5条関係)

登録者カード

団体会員No.

桶川み・ら・い塾 人財バンク

氏名

《 \_\_\_\_\_ 》

年 月 日発行

桶川市教育委員会

《 注意事項 》

○下記の事由があったときは届出をすること  
記

- ・連絡先に変更が生じたとき
- ・指導内容・指導条件に変更が生じたとき
- ・登録を辞退するとき

○この証明書を不正に使用したり、他人に譲渡したりしないこと

桶川市教育委員会  
Tel048-788-4970



# 桶川み・ら・い塾 人財バンク登録者紹介依頼書

桶川市教育委員会教育長

依頼者名（団体名）		ふりがな	
		( )	
住 所	〒		
電 話		FAX	
相 談 内 容	事 業 名		
	日 時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分まで	
	参加対象者	( 人)	
	会 場	会場名：	住所：
	依 頼 内 容		

登録者への対応記録（生涯学習主管課において記入）

登録者の該当の有・無	有 ・ 無 ※ 有の場合は、以下記入		
該当登録者・団体名①		登録番号	
活動分野の名称			
連絡結果	成立 ・ 不成立（不成立の場合は、以下に理由を記入）		
該当登録者・団体名②		登録番号	
活動分野の名称			
連絡結果	成立 ・ 不成立（不成立の場合は、以下に理由を記入）		

受付日： 年 月 日( ) ※取り扱い職員名 \_\_\_\_\_

受付方法： 来所 ・ 電話 ・ その他（具体的に記入 \_\_\_\_\_）

# 桶川み・ら・い塾 人財バンク登録者紹介依頼回答書

回答日： 年 月 日

様

年 月 日にご依頼のありました登録者紹介依頼について、次の登録者と調整ができましたので回答します。

登録者とは直接連絡し、調整してください。

なお、調整の結果については、桶川市教育委員会へ連絡してください。

## 該当登録者

### 該当者1

登録者氏名	
活動分野の名称	
登録者連絡先	

### 該当者2 ※該当者2はいる場合のみ

登録者氏名	
活動分野の名称	
登録者連絡先	

※事業終了後、様式6号桶川み・ら・い塾 人財バンク利用報告書を速やかに提出してください。

## 桶川み・ら・い塾 人財バンク利用報告書

令和 年 月 日

桶川市教育委員会教育長

団体名

代表者 氏名

電話

桶川み・ら・い塾 人財バンクを利用したので、次のとおり報告します。

事業名	
人財バンク 登録者氏名	
実施日時	年 月 日 ( ) (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
参加対象者	( 人)
実施場所	会場名： 住所：
事業内容	
意見 ・ 感想	